

# 滝沢市保育所・認定こども園（保育所機能）の保育料表（2号・3号）

○母子世帯等以外の保育料(月額)

(単位:円)

階層	定義	年齢を問わず世帯で 第1子			年齢を問わず世帯で第2子以降	
		3歳未満(標準)	3歳未満(短)	3歳以上	全年齢	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	
B0	市民税非課税世帯	0	0	0	0	
B1	市町村民税の課税世帯であつてその市町村民税額が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ	5,400	5,400	0	0
B2		所得割の額が48,600円未満	7,400	7,300	0	0
B3		所得割の額が48,600円以上54,600円未満	10,600	10,500	0	0
B4		所得割の額が54,600円以上57,700円未満	14,000	13,800	0	0
B5		所得割の額が57,700円以上59,400円未満	14,000	13,800	0	0
B6		所得割の額が59,400円以上77,101円未満	17,600	17,400	0	0
B7		所得割の額が77,101円以上78,600円未満	17,600	17,400	0	0
B8		所得割の額が78,600円以上97,000円未満	21,600	21,300	0	0
B9		所得割の額が97,000円以上115,000円未満	26,000	25,600	0	0
B10		所得割の額が115,000円以上133,000円未満	30,000	29,500	0	0
B11		所得割の額が133,000円以上169,000円未満	36,000	35,400	0	0
B12		所得割の額が169,000円以上268,000円未満	42,000	41,300	0	0
B13		所得割の額が268,000円以上301,000円未満	47,100	46,300	0	0
B14		所得割の額が301,000円以上397,000円未満	51,600	50,800	0	0
B15		所得割の額が397,000円以上	66,000	64,900	0	0

4月から8月分保育料(前期賦課):前年度市町村民税により算定  
9月から3月分保育料(後期賦課):今年度市町村民税により算定

○用語解説

- ・保育標準時間:施設を最大11時間利用する保育標準時間認定を受けた子ども
- ・母子世帯等:母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の属する世帯又は身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童又は国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の支給者に属する世帯

○備考

- 1.市町村民税所得割額は、寄附金控除・配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・特定増改築住宅借入金等特別控除をする前の額となります。
- 2.児童の年齢は、4月1日の前日の満年齢を適用します(年度の途中で誕生日を迎えても変更となりません)。
- 3.所得税・市町村民税について、修正申告をした場合は、保育料が変わる場合がありますので、変更後の税額がわかる書類を提出願います。
- 4.祖父母等と同居している場合で、父母の収入額が生活保護制度の最低生活費以下と判断される場合は、祖父母等のうち家計の中心となる方の課税額により保育料を決定することがあります。
- 5.利用する施設によって、保育料以外に、施設の運営に係る経費などの特定負担額や、教材費などの実費徴収を求めることがあります。
- 6.未申告等により市町村民税額が確認できない場合は、暫定保育料として最高額の保育料を負担していただきます。
- 7.保護者が離婚協議や別居等をしている場合でも、離婚が確定していない場合は父母の市町村民税所得割額を合算し保育料を算定します。ただし、住民票上別居しており、離婚調停の事実が確認できるもの(調停期日通知書の写し等)の提出がある場合は父又は母のみの市町村民税所得割額で保育料を算定します。
- 8.DVや児童虐待を受けている場合、DVや児童虐待の事実が確認できるもの(保護命令、DV証明書の写し等)及び申請者と児童が社会保険上、配偶者の扶養に入っていないことがわかるもの(又は申請者と児童のみ国民健康保険に加入している等)の提出がある場合は父又は母のみの市町村民税所得割額で保育料を算定します。